

仕 様 書

(適用)

第1条 この仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「発注者」という。）が施行する総合技術センター別館ドア交換業務（以下「業務」という。）に適用する。

(業務内容)

第2条 業務の具体的内容は、次のとおりとする。

(1) 既存ドアの解体・廃棄

受注者は総合技術センター別館1階に所在する既存ドア（仕様等は以下「既存ドアの仕様等」のとおり）を解体・撤去の上、関係法令の規定に基づき、適切に廃棄するものとする。

○既存ドアの仕様等

項目	仕 様 等
ドアの種類	事務所用玄関ドア
寸法（目安）	幅 1,800mm 高さ 2,100mm 厚さ 50mm
開閉方向	両開き
数量	1組（2枚）
ドア枠の材質	ステンレス製
その他	・寸法等は必要に応じて現地確認を行うこと。なお現況については、別紙を参照 ・ガラス扉 ・向かって左側の扉はフロアヒンジ（DIA 製）の浮き上がりがあるため、開閉が不可能な状態である。

(2) ドアの設置

受注者は（1）により既存ドアを解体・撤去した後、以下の仕様等を満たすドア（仕様等は以下「設置予定ドアの仕様等」のとおり）を設置し、開閉できるようにする。

○設置予定ドアの仕様等

項目	仕 様 等
ドアの種類	既存ドアの仕様等と同じ
寸法（目安）	既存ドアの仕様等と同じ
開閉方向	既存ドアの仕様等と同じ
数量	1組（2枚）

項目	仕 様 等
ドア枠の材質	アルミ製
その他	・ ガラス扉とする（防音、断熱等の機能は求めない）。 ・ ドアクローザーをつけるものとする。 ・ ドアハンドルは押し棒タイプのものとする。 ・ 自動施錠機能をつけるものとする。 ・ ドア枠はステンレスの色に極力近い（同系統の）色とする。 ・ 設置に当たってはフロアヒンジの修繕を行う。

（３）設置に当たっての諸調整

- ① 受注者はドアを設置・開閉できるようにするため、現地確認や部品搬入、その他必要な諸調整を行うものとする。
- ② 上記①のほか（１）及び（２）の作業中または作業の結果、早期に追加作業を要する箇所が認められる場合は、担当職員に対し書面にて協議すること。

（４）セキュリティー器具取付けに当たっての調整

本業務とは別にセキュリティー器具の取り付け・取り外し作業があるため、本業務を行うに当たっては発注者を介してセキュリティー会社との日程等の調整があることに留意すること。

（業務期間）

第３条 契約締結の翌日から１５０日間とするが、第２条（４）の規定による調整作業の内容に応じて期間を延長する可能性がある。

（業務の履行場所）

第４条 業務を履行する場所は次のとおりとする。

埼玉県さいたま市桜区大字神田９３６番地
独立行政法人水資源機構 総合技術センター 別館

（提出書類）

第５条 本業務に関する書類は次のとおりとし、受注者は施行終了後速やかに発注者に提出するものとする。

- （１）完了届
- （２）施行写真（施行前・施行終了後） 一式

（義務）

第６条 業務の施行に際し、受注者が第三者に対して損害を及ぼした場合には受注者はその損害の賠償を行う。受注者が故意又は過失により、対象設備及び独立行政法人水資源機構総合技術センター庁舎、又は発注者所有の物品を棄損又は滅失したときは、担当職員が指定する期間内までに現状

に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。また、業務の施行に際し発生した廃棄物の処理は、受注者の責任により処分する。

(暴力団関係業者の排除に関する協力)

第7条 業務の施行に際し、受注者は暴力団からのあらゆる不当介入に対して断固としてこれを拒否しなければならない。また、不当介入を受けた場合は速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(その他)

第8条 ① 見積に当たっては第2条(1)から(3)の作業を行うに当たって必要な経費を全て含めるものとする。
② 第2条(3)②における協議の結果、担当職員が認めた場合は変更契約の対象とする。

別紙

○交換対象ドアの現況写真



○フロアヒンジの現況写真（１） ※浮き上がりがあるため、ドアの開閉ができない状態



○フロアヒンジの現況写真（２） ※浮き上がり部の拡大図

